

意見書

平成 15 年 10 月 6 日

情報通信審議会  
電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう  
郵便番号 103-0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはごさきちょう  
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ  
ソフトバンク B B 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 15 年 9 月 16 日付け情審通第 112 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する  
接続約款の変更案に対する意見

ー 加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの導入に係る手数料の設定 ー

- (1) 本申請は、既に本年3月に認可された接続約款の変更のうちNTT東日本のみ導入し、先行実施しているものを、時期をずらせてNTT西日本も実施しようとするものである。経過措置を置いたために実施時期がずれただけであり、先行するNTT東日本が開始した3月の時点において、NTT東日本と同様の内容で実施することは予定されていたものである。従って、その時点でNTT東西は、システムを共同開発する、あるいはどちらか1社が開発したシステムを他方も使用するという経済化を図ったであろうと考えられる。

しかし、接続料算定において、NTT東日本のソフトウェア開発費は28,680千円(3月認可時)であるのに対して、NTT西日本のそれは23,675千円であり、どのようにシステム開発の経済化を図ったのかが不明であり、明確にすべきである。

- (2) 接続事業者にとって、加入者系光ファイバの開通期間を如何に短縮するかは重要な事業運営上の要素の一つである。そのため、開通期間そのものについて、NTT東西と他事業者の間で公平性が確保されることが必要である。電気通信事業法においても、第一種指定電気通信設備に接続する場合の接続の条件が、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとしてはならない旨を明確に規定している。従って、公平性が確保されているかどうか客観的に評価できるよう、NTT東西が定期的にNTT東西と接続事業者双方の開通期間を公表するルールを作り運用するべきである。